

特別名勝松島 防潮堤の表面処理の考え方

1 表面処理について

指針により、自然石の使用又はそれを模した表面処理等の工夫の採用、陸側法面への覆土、背後地への植栽等の工夫により、防潮堤のような規模の大きい人工構造物が設置される場合について、風致景観との調和を図ることとしている。

ただし、災害復旧事業においては「原形復旧」を原則とし、被害が広範囲に及ぶことによる財政的な費用負担を考慮する必要もあることから、特別保護地区と第1種保護地区（1A地区）における傾斜型の防潮堤について、コンクリート平型ブロック等による表面処理を行うこととする。

また、防潮堤の背後地に植栽等が行われる場合には、背面（陸側）の表面処理の工夫はしなくても可とする。

なお、特別保護地区と第1種保護地区（1A地区）以外において、可能な範囲で表面処理を行えるのであれば、実施することが望ましい。

地区区分 景観配慮項目	傾斜型の防潮堤		直立型の防潮堤	
	特別保護地区 1A地区	その他の地区	特別保護地区 1A地区	その他の地区
表面処理	平型ブロック等の工夫を行う	平型ブロック等の工夫を行うことが望ましい	顔料による着色を行うことが望ましい 近隣地に設置されている防潮堤の表面処理と、調和を図ること	

2 特別保護地区・1A地区と他地区に跨って、防潮堤が設置される場合について

以下の3つの対応が考えられ、②を原則とするが、状況（例：1Aの区間が極端に短い又は1Bの区間が長い等）に応じて、判断する。	実際の対応例（原形復旧）	
	地区名	対応
①特別・1Aは表面処理を実施し、その他の地区については表面処理を行うことが望ましい。	塩竈市桂島梅浜地区 (1A・1B)	顔料による着色を行うことが望ましい。
②特別・1Aにかかる部分以外も表面処理を行う。 (例：傾斜型の防潮堤が特別・1Aと1Bや2Bに跨って設置される場合、特別・1Aに加え1Bや2Bの部分も、平型ブロックによる表面処理を行う。)	七ヶ浜町吉田浜・ 花浜渚 (1A・1B)	同上
③特別・1Aも含めて、表面処理を行うことが望ましい。	東松島市東名海岸 (特別・1A・1B・1C)	擬岩ブロック (原形復旧)
※震災前に、擬岩ブロックや自然石による表面処理が行われていた場合、同質・同材による復旧を行うこととする。 (右表、東松島市東名海岸及び松島町内参照)	松島町内(特別・1C)	自然石 (原形復旧)

3 顔料による着色について

直立型の防潮堤については、顔料による着色を行い、施工後のコンクリート色と周囲の景観との調和を図ることが望ましい。